

第十回国会 衆議院 經濟安定委員會會議錄 第十四号

昭和二十六年三月十七日(土曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 岡田 安正君

理事 志田 義信君 理事 多田 勇君

理事 永井 英修君 理事 竹山 祐太郎君

理事 勝間田 清一君

岩川 與助君 小野瀬 忠兵衛君

寺本 齋君 奈良 治二君

福井 勇君 瀧 通義君

細田 榮藏君 有田 喜一君

笹山 茂太郎君 森山 欽司君

出席國務大臣

國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

經濟安定 小峯 柳多君

政務次官 平井 富三郎君

(總裁官房長) 河野 通一君

(經濟安定事務官) 前谷 重夫君

(總裁官房次長) 奥村 重正君

經濟調査庁次長 奥村 重正君

委員外の出席者

農林技術官 林 藤本 和平君

野村 政部林 藤本 和平君

專門員 圓地 與四松君

專門員 青田 清治郎君

三月十六日

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

労働用物資配給に関する陳情書(富

第一類第十七号 經濟安定委員會會議錄第十四号 昭和二十六年三月十七日

山市安住町八番地富山県労働用物資協議会会長永田喜一郎外二名(第四〇六号) 事業者団体法改正に関する陳情書(東京都中央区日本橋横山町七番地社団法人東京実業連合会会長中野金次郎)(第四二二号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○國司委員長 ただいまより開会いたします。

これより昨十六日本委員会に付託されました内閣提出第一二二号、臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。小峯政務次官。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 經濟安定本部總裁が定める方策に基く供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む

む。以下同じ。譲渡若しくは引渡又はこれらの行為の制限若しくは禁止

同條第二項中「前項第三号に掲げる物資の生産、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は第四号に掲げる事項に関する命令」を「前項第三号に掲げる物資の生産、譲渡又は引渡の命令」に改める。

第二條を次のように改める。

第二條 經濟安定本部に、物資需給調整審議会(以下「審議会」という)を置く。

審議会は、經濟安定本部總裁の諮問に応じ、經濟安定本部總裁が前條の規定により定める方策に関して審議し、その結果を經濟安定本部總裁に報告する。

審議会は、特に必要がある場合においては、前項に規定する事項に関して、經濟安定本部總裁に建議することができる。

審議会の組織、所掌事務及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第三條第一項中「第一條の規定の適用に關して」を「經濟安定本部總裁が定める方策に基き」に改める。

第七條第一項中「第一條第一項第四号の規定により物資若しくは設備の譲渡、引渡若しくは貸與に關しなされた命令」を「第一條第一項第三号の規定による物資の譲渡又は引渡の命令」に、「物資若しくは設備に關する報告」を「物資に關する報告」

に、「その違反行為に係る物資又は設備」を「その違反行為に係る物資」に、「その物資又は設備を取得した場合」を「その物資を取得した場合」に改め、同條第二項中「物資又は設備」を「物資」に改める。

附則第二項中「昭和二十六年四月

一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 經濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中

資源調査会

重要資源の総合的な利用に關し、調査審議し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。

資源調査会

物資需給調整審議会

重要資源の総合的な利用に關し、調査審議し、總裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。

に改める。

○小峯政府委員 ただいま議題となりました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

この法律案は、最近における内外の經濟情勢の推移に対処するために、臨時物資需給調整法の一部を改正せんとするものであります。その主要な改正点は次の通りであります。

第一に同法の有効期間を一年間延長することであり、国内生産の順調

な回復と、輸入の進捗に伴いまして、最近まで多くの物資について逐次統制の緩和を実施して参つたのであります。現在なお同法に基いて、生産資材二十五品目、消費物資八項目の配給統制が残存しております。政府としては、今後は需給の緩和した物資につきましては、極力これが統制を解除して行く方針ではあります。これらの物資の中には、今にわかに統制の廃止を行うことの困難なものも相当

ある状況であります。のみならず変動する世界經濟の推移から見まして、今後の物資の需給事情に、かなりの変化が生ずることも予想せざるを得ないのであります。もちろん政府といたしましては、生産の増加、輸入の促進等により、物資需給の緩和、國民生活の安定確保に鋭意努力を続ける所存であります。かかる内外經濟情勢の推移に對処するため、本年四月一日に失効する臨時物資需給調整法の効力を、なお一箇年間延長することが適當と考へるものであります。

第二に、物資需給調整審議會を設置することであり、臨時物資需給調整法の運用の從來の経験にかんがみまして、本法の運用にあつては、広く民間の學識経験者の意見を求める必要が痛感されますので、經濟安定本部の諮問機關として、物資需給調整審議會を設置し、同法の民主的な運営に資したい次第であります。

第三に、同法に基づく主務大臣の権限を縮小することであり、すなわち、産業の振興回復に伴ひまして、不必要となつた主務大臣の命令權限の範圍を、この際可及的に縮小いたしましたので、同法の円滑なる運用をはかりたいと考へるものであります。

本法案の主たる内容は、以上申し上げた通りであります。御承知のように四月一日から現行法が失効になりますので、何とぞすみやかに御審議のほどお願いする次第であります。

○國司委員長 引続き質疑を行います。竹山君。
○竹山委員 多少関連性があると思いますが、この法律の延長と、今經濟調

査庁の問題が出て来ておりますが、これは何らかの関連があるかどうか、政府の所見について伺いたい。

○小松政府委員 御指摘のように、經濟調査庁法の一部を改正する案件を、今内閣委員会にお願いいたしておりますが、二つの關係はございません。これは御承知のように、現行の残存の諸統制の根柢になつております關係で、今残存しておりますものを、どうしてこの法律でなければ実施ができませんの、また内外經濟情勢の變転が予想されますので、一箇年間これを延ばしていただきたい、こういう考へ方であり、經濟調査庁の問題は、別な御審議によりまして、特別調査の經理及び業務の經濟的調査を經濟調査庁で担当するということを、今年一箇年限りの期限付で御審議、御賛成をいただいております。その御決定によつて仕事をやつて参りました。が、なか／＼監査の仕事というものは関連性も深くなりまして、事務的に一箇年ではお約束申し上げた仕事が完結できないのであります。そこでいまなお進行中でありまして、その監査の仕事も事務的に完結いたしましたために、いましばらくの間——一年間かからないうちでやれるつもりであります。が、自分の間という意味で御審議をお願いいたしておりますので、特に關係はないと思ひます。もつとも今度物調法によつて統制を適用してある物資のようなものは、そういう法律の關係も調べてみようというつもりであります。したが、今はそういう点よりも、むしろいろいろの契約やその他の經濟的な諸條件を主として調べたというように承知しておりますので、特に二つの關係

が直接にあるというわけではないと思ひます。

○竹山委員 私はこの間予算委員会では安本長官にこの問題について質疑をしたから今の質問をしたのであります。というのは、臨時物資需給調整法で統制ははずして行くけれども、物価の値上り等の變調が起れば、經濟調査庁の力でこれを摘発して押えて行くんだというふうなことで、新聞を通じて政府の見解が非常に大きく発表をされておる。だから私は予算委員会でもそれを聞いたのであります。これは法律の建前からいへば、今次官のおつしやるように、經濟調査庁がそんなふうなところまで大きく乗り出すことを、国会は了承してないはずである。それをそういうふうな大きく使うなら使うように、はつきりしたらいと思ふ。それをいかに権能を大きく取上げるから私は質問をしたわけです。私の伺うのは、この需給調整法をどう／＼ははずして行つても、価格政策その他政府の今とらんとしておる政策のいろ／＼な欠陥は、要するに經濟調査庁の檢察權といひますか、調査權でもつて押えつけて行こうとする考へ方が、政府にあるのかないのかということを知つたのであります。それがたいしたことではない、あれば、私ははつきりいたしました。従つて經濟調査庁の方は、今お話の特別調査の調査がこれに必要であるかどうかということの審議を国会はすればいいということに、私は了承をいたしましたわけでありまして、そういうことになりました。と、角度を改めて、この臨時物資需給調整法で統制をはずされる各重要な品目について、この間私は一例として硫黃の問題を取上げましたが、

そのはずされるものについて、國民生活に重大な影響のないそれ／＼の裏づけ、手当があるかどうかということを知つておきませんと、これは審議がはなはだしく無責任になる感じがいたしました。きょうは私は他の諸君の質問の關係がありますので、そういう点を詳しく伺おうとは思ひませんが、それを別の機会に資料なり御答弁なりで伺いたいことと、それからあとどこまでのものを最後まで残すのかという点等につきまして、次の機会に伺うことにして、前の通告者が参りましたから、私はこれだけにしておきます。

○志田委員 簡單なことでお尋ね申し上げたいと思ひますが、このたびの臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中に、物資需給調整審議會を設置することとがありますが、広く民間の學識経験者の意見を求める必要があることは、今さら私が申すまでもありません。この方を審議会の委員に委嘱いたします場合に、これは經濟安定本部の諮問機關といふことになつております。そうしますと、物資需給調整審議會が申案が、おそらく經濟安定本部長官あてに出るだらうと思ひますが、その答申案といふものは單に答申するだけであるのか、その答申に従つて、これを實施に移すために何か表意要望ができるのかどうか、その点を先に尋ねておきます。

○小松政府委員 それは先日予備審査のときにもお話を聞いていただいたのであります。私どもは自治統制のよるな形で新しい統制をやつてみたいといふことで、先般来折衝をやつてみたのであります。が、統制といふものは國家

家權力でやるよりほかにないのであると、きわめて明確に指摘されました。しからば私どもがやるとすれば、最小限度のものでやる。しかしながらやる場合は民間の意見を反映してやりたいといふことを申して参つたのであります。従つてそのいきさつから、統制は当然主務大臣としてやります。諮問委員會でありますから、諮問委員會が主務大臣を法的に拘束するようになつておらぬ。ただ人と人とのつながりで、御意見は十分尊重するような形で持つて参る。實際はそういうことになりまして、法律の規定の上で主務大臣を縛るというふうなことはなつておりません。

○志田委員 それじやこの審議會と委員會との間の法律的な相違はどうなるのか、ちよつとお伺ひいたします。

○小松政府委員 この構成員を公務員として規定した場合には委員といふふうなものになるが、そうではないに、構成員を民間人のままで、意見を聞かしていただくという形になると、今申しましたような形になるじやないかと思ひます。

○志田委員 そこで構成員の問題であります。が、今次官のお話を承りますれば、何ら拘束されるものではない。つまり答申案は答申案として出るけれども、必ずしも答申案がそのまま用いられるわけのものではないとすれば、この審議會に民間の學識経験者をせつかく集めて、そうして諮問機關として經濟安定本部が、これに物資自給調整の審議を委嘱してその答申案が出ても、その答申案と別個の施設を行うことができるようになつておるならば、何もうんで審議會を必要としないのではな

いか、かように思うのですが、その点はいかががでしょうか。

○小輩政府委員 私法法律の構成が、今あなたの御指摘のようになつておるといふことを申し上げたのでありまして、実際上といたしましては、学識経験者の意見は、十分主務大臣は尊重することになると思ひますから、これをつくりました意義が相当は出て参ると思つております。

○志田委員 同法の民主的な運営といふのはどういふことですか。それをひとつ。

○小輩政府委員 これは非常に大上段の文字を使つておりますが、民間の御意見を反映させるというやうなことを、平たく民主的といつたのだらうと思ひます。

○志田委員 この前の委員会でもたしか同僚勝間田委員から、その点についての質問があつたのじやないかと思つております。その後勝間田委員ともお目にかからないので、折合せをする機会がないのですけれども、私は審議会の構成については、重大な問題がひそんでおるのじやないかと思ひます。それは民間からそういう委員を委嘱した場合には、その民間人はそれ／＼民間において相当な会社の社長であるとか、事務であるとか、その他重要なポストにつかれおる。それが物資需給調整に必要ならぬその知識を動員されるだらうと思ひますが、民間の人に現職のままでそういう委員を委嘱する、そして民間の学識経験者としての意見を徴することになりますと、委員としては二重の人格を持つやうな場合が出て来るのではないかと、そこで会社の社長としてのプロパーの仕事

と、それから委員としての自己の意見というものと必ずしも一つにならない場合がある。会社の利害から言へばこゝういふことをして行きたい、それから業種の世界から言へばこゝういふことを意見として要望したい、しかし委員としては必ずしもそういうことを要望することはできないといふやうな矛盾した状態が出ると思ふ。その場合に民主的な運営がはたしてできるかどうか、それをひとつ伺ひたいのであります。

○小輩政府委員 御答弁いたします前に、先ほどの答弁で私思ひ違ひしておりましたので御訂正申し上げます。審議会の委員はやはり公務員としておりますが、ただし非常勤でございます。委員と審議会の違いは、委員会の方は行政機関で決定権を持つ、審議会の方は諮問機関で決定権を持たないという違ひだといふことを誤りお答えしたので訂正いたします。従ひましてよほど御質問の点も緩和されると思ひます。が、私どもの選びます学識経験者は、今御指摘のやうな点もありまして、十分そういう線を見きわめまして、就任していただくといふことにいたしましたから、御指摘のやうな弊害は少いのではないかと思ひます。

○志田委員 たとえば貿易関係の中からこゝういふ人たちが選ばれて委員になつたといふやうな場合に、今鑛石とかさういふものに對して、政府の助成あるいはその他の方法によつて、金を出さなければならぬといふやうなことが論議されておる、それには価格の面において／＼調整しなければならぬ。さういふやうなことが出た場合に、民間の意見をよく聞いてやるということになりますと、その社長は自分

の会社に帰つて来て、それ／＼の部下連を集めて、さういふ問題について諮問するといふことは當然だと思ひます。さうするとたとえ非常勤であつても公務員でありますから、さういふ秘密事項を外部に漏らしたといふやうな責任を追及されるおそれがあるのではないかと、さういふことは外部に漏らしたといふことにならないかどうか、その点はどうか。

○小輩政府委員 公務員であります以上、当然仕事に關する機密を漏らしてはならぬといふことになると思ひます。

○志田委員 そうするとこれは社長などをやめて、そして公務員としてお給料をいただいて、非常勤であらうと常勤であらうとにかかわらず、相当その人の身分を保障しない限り、この物資需給調整審議会の委員をお引受にはならないといふ結論が出せぬかと思ひますが、その点どうですか。

○小輩政府委員 関係筋と折衝のときにもさういふ問題が出たのですが、業界にたづながつてゐる人々よりも、学識経験者を主として選んだらどうかといふ話合ひもあつたわけでありま。そこで第一線の社長を起用してどうのこののといふことは、なか／＼困難ではないかと思ひます。

○志田委員 そうすると学識経験者といふのはどういふことなんでしょうか。学識まではわかるのですが、経験者といふのはどういふのですか、さういふ第一線の人たちを起用しないので、はたして経済安定本部の諮問機関としての物資需給調整審議会の万全なる人選をして行くことができるかどうか、學者だけを集めるのかどうか、學者だけ集めて

さういふことができるかどうか、さういふやうなことに對して、もう少し詳しくお尋ね申し上げたいと思ひます。

○小輩政府委員 現役の第一線の社長でありませんでも、長くその業界でいゝる御苦勞なされたやうな方も、相当あるやうに私も見ておりますし、あるいは消費者の代表としての勞組などの代表のことも考えたいと思つております。

○志田委員 そうすると、これはどうですか。組合関係の方面から、さういふ学識経験を求めるというやうな考えがあるかどうか。

○小輩政府委員 それは消費者の代表として考えたといふ思つております。

○志田委員 さういふ場合に、消費者の代表として、自分の所屬してゐる団体の意見を十分知つて、それと懇談してコンクリートなものにして、答申案をつくる場合においての基礎材料にするといふやうな場合に、公の秘密がさういふ団体に漏れた場合におきましては、公務員としてこれらの人たちは、やはり懲罰を受けなければならぬやうな状態になるのであります。

○小輩政府委員 私の方からお願ひします人は、おそらくさういふ点も御承知くださつて御協力願へる人に限る予定でありますので、實際上の支障はなからうと思ひます。

○志田委員 もうそろ／＼審議会のメンバーはきまつておるのですか。

○小輩政府委員 御審議いただきましてから選考にかかるつもりでまだそれまでは行つておりません。

○志田委員 これは次官はどういふふうにお考えになつておるか、よくまだ

次官のほんとうの話を聞いておらぬからわかりませんけれども、かなり問題になつておると思ひます。たとえば会社重役は入れない。第一線をしりぞけている人たちにお願いする。學者にお願いするといふことになる。結局は第一線の人たちに一々聞きに行かなければならぬ。こゝういふ話だが、今はどうなつておるかといふことを聞きに行かなければならぬ。この前安本では參與という制度をつくつて、民間から相当有力な人たちをつつた。あれは相當に効果を上げた。これは現職の人たちにお願ひして、第一流の会社の有力な、しかも若手のメンバーを取入れて、さうして過去の安本の諸制度の審議及び政策の樹立に對しては、相當な成績をあげたと思ひます。しかし今度は第一線をしりぞいたやうな人たちに多く期待して諮問機関をつくらせて、そして答申案をつくる。中には消費者の代表として、これも第一線をしりぞいた労働組合の大家にお願ひするのではないかと私は思ひます。一体そんなことを考へておつて、ほんと／＼に民主的な運営ができるやうなメンバーを集めることに自信があるかどうか、それをひとつお尋ねいたします。

○小輩政府委員 だん／＼お知恵を拝借いたしました。つづばな人を選びたいと思ひます。なお先ほど御老齢な方ばかりといふお話が出ましたが、必ずしも御老齢な方ばかりでなしに、さういふ人も選べると思ひますし、非常勤でありますので、非常にフェアな現象の方なども考へていいのではないかと考へております。

○志田委員 これはあまり深くやると何であります、ひとつ人選にはほんとうに慎重を期していただきたい。それからあまりいいかげんなところを集めないようにしていただきたい。これは民間の要望です。今民間では皆さんの人選を非常に注意をもつて見ています。どういふことを注意して選んでくれるだろうか、小峯次官に期待するところきわめて大なるものがあると思っております。きわめて慎重にひとつ人選をやつていただきたい。

それから今公務員として非常勤であると言われましたが、公務員としてのいろ／＼なあれを受けることにならうかと思ひますが、そうしますと、審議会でできた答申案というものは、單に經濟安定本部長官の参考意見であるといふことよりも、さらに進んで、經濟安定本部長官の施策の上に、相当な拘束力を持つものとして解釈していかうか、その点をひとつ伺いたい。

○小峯政府委員 形の上では先ほど私が申し上げた通りであります、實際上の運営では、相当の拘束力を持つような顔ぶれが選ばれませんか、御指摘のように意義が薄いと思ひます。その辺のところは調整して参るつもりであります。

○志田委員 そうしますと、これは主務大臣としての安本長官の権限を、ときによつては縮小させるような審議会の活動になることもあらうかと思ひますが、これに対する調整についてはどういふことをお考えになつておりますか。

○小峯政府委員 この法規にのつとてやるのであります、實際上経験の上から、あるいは識見の上から、大臣

に対する御意見で實質上の拘束することはあらうと思ひますが、御指摘のような意味で、権限を縮小するといふようなことはないと私は思ひます。

○志田委員 権限を縮小することはないけれども、必ずしも権限通りにはやれないことが出て来るというところはあります、どういふと思ひますが、その点はどうか。

○小峯政府委員 権限の行使について、その行使の万全を期するために諮問するのでありますから、権限がそのために損なわれるというようなことはあり得ないと思ひます。

○志田委員 そのが大事なことのすからぜひお尋ねしておきたいのだから、権限の行使について答申するのだから、決して権限を損なわれることはないと言ひけれども、もし答申案と經濟安定本部長官との意見が一致しない場合においては、その答申案はやみからやみに葬られるのか、もう一度再答申を要望して、その間の調整をはかるのかといふことを御質問いたします。

○小峯政府委員 これは形の上から言いますれば、意見が対立した場合に、安定本部の長官が決裁すべきものである。しかし運用からいいますと、たとへば意見の食い違いがあまりなときには、なお三度折衝いたしまして運営には十全を期するつもりであります。

○志田委員 けつこうです。ありがとうございます。

○國司委員長 森山君。

○森山委員 各委員からいろ／＼御質問がありましたので、私の聞きたいことも相当それによつて盡されておるこ

と、できるだけ簡単に御質問いたしたいと思ひます。

現在の政府は、統制解除の方向をたどつておるわけですが、世界の大勢、特に日本に最も関係の深いアメリカは、再統制の方向をたどつておるものと見てさしつかえない。まあこういう現在の政府の行き方がいかか悪いかといふことは、今後の經濟の流れがこれを裏証するであらうと思ひます。この点について小峯次官の在来からの御発言の中で、特に伺ひたいしたいことは、政府としては現在統制する必要がないというお考えであるのか、かりに統制する必要があるけれども、統制をするために必要な、日本における現実的の基礎とか、統制技術等のために、思うように行かない面があるから、かえつて統制を解除したらいゝという御見解を持つておるのか、どちらの御見解であるのか、承りたいと思ひます。

○小峯政府委員 非常にデリケートな御質問であります、私は近代政治といふものは、國民の民生の安定を確保するといふことにあると思ひます。政治の意圖に沿うような計画というものは必要だと考えております。従つて根本的に經濟を放任しておいていいとは絶対に考えておりません。ただ、今御指摘のことに触れると思ひますが、日本の國民の民度といふ、あるいは行政機構からする國民負担の問題といひ、またその統制を実施します場合の役所の知識経験といひ、そういうふうな意味で統制を、すなわち經濟の計画化を、万全に行ひ得るような形の統制といふのは行ひ得ない、そういうことも加わりまして、私は今日統制をや

らない方が、國民經濟の能率を上げるために必要なのだというふうな考へております。従つて、理念として絶対に必要だといふのでなく、統制そのものの言葉について御指摘になりますと、これは答へ方がむずかしいなるのであります、經濟を計画的に持つて行くといふことの必要性は私は痛感しております。ただその經濟の計画性を、統制經濟という形でやるのには、いろ／＼な諸條件がそれに沿ひかねる。従つて効果のないものを經濟政策でやるというようなことは、これは非常に価値が薄いという意味もあわせ考へまして、統制を考へていないのであります。

○森山委員 小峯次官の御見解によりまして、計画と申します、統制と申しますか、あるいは調整と申しますか、そういうような一種の規制は必要な現状であり、またより必要な動向にあるといふことはお認めになつたわけでありまして。ただ現実には日本の經濟の基礎、あるいは統制技術の問題について、これがなかなか行ひがたい面があるので、現在のような方向をとりつつあるというお話でございます。ちやうど經濟調査庁の次長さんも来ておられるのであります、従来の戦後の經濟統制において、これが円滑に行かなかつた理由、これが日本經濟の基礎の上に、かつまた統制の技術的な面において、なぜ、ではそういう面がうまく行かなかつたのであるか、うまく行かない点があるならば、それを克服するために、どういふ手を打つべきかといふようなことについて、經濟調査庁としてお調べになられたことがあるか

どうかをお伺ひいたしたいと思ひます。

○小峯政府委員 お答へする前に、誤解していただきますと困りますので、一言つけ加えておきます、私が申しました技術的という意味は、單に調査庁でつかみ出した改正ができるような、そういう小さい意味の技術でなしに、國全体の民度といひますか、そういうふうなものまで含めての問題なのであります、あるいは次長からの答へで、そういう点にまで触れることはむずかしいかろうと思ひますので、予防線ではありませんが、附言して申し上げておきたいと思ひます。

○奥村(重)政府委員 私どもの方で經濟統制の仕事をやり始めてから二年以上になつたわけでありまして、その間いろいろ具体的な事象に接する機会が相当ございましたので、その都度われわれとしても反省を加へ、いろ／＼また仕事の面でのくふう研究を重ねて参つたのであります。最近過去において、私どもとしてはこういう仕事のやり方をすれば、もう少し効果があつたかもしれないといふ面について、反省事項と申します、そういうものをいろいろ時間のあるときに、寄り寄り討論的に内部でやつております。しかしこれは大きな問題と申しますよりは、いろ／＼具体的な小さな問題、技術的な仕事、そういう問題について、過去の経験を忘れませんように、今お示しのようなことを実はやつております。しかしこれは事務的な問題でございます。

○森山委員 この席ではこれ以上深く入ることは不適當だと思ひますから、この程度でとどめますけれども、とに

かく現在の世界の経済の流れのみならず、日本の現状を静かにわれ／＼考えてみても、何らかの意味における施政が必要段階に到達してゐる。しかしながらそれを勇断をもつて行うには躊躇する幾つかの事例があると思ひます。そういうようなことについて、どうか経済調査局はインフオーメーションの面において、過去において最も痛感された面を、今後起るべき新事態に對して十分お調べ願ひたいと思ひ次第でございます。

次に御質問申し上げたい点は、今度の改正法によりますと「供給の特に不足する物資の割当又は配給」ということになつて、「特に不足する」ということが入つております。それは臨時物資需給調整法の第一條の第二項第二号あるいは第三号と同じく「特に」という言葉が使われておるわけでございます。この「特に」ということを使われたいことは、従来もこういうやうなやり方でやつておつたのだ。しかしそれを現状に合うやうに宣言的な意味で補つたのであります。

○小澤政府委員 御指摘の通りであります。

○森山委員 「特に」というのは、これを認定するのはやはり経済安定本部長官と思ひますので、「特に」ということを抽象的にはもちろん言えますが、具体的に何かの標識がないか、たとえば国際割当のある物資あるいはその他そういうやうな何か具体的な標識をお考へになつておられるかどうか。

○小澤政府委員 これはなか／＼むずかしい内容になりまして、今までやつて来ました方法で大体御類推願ひ以外にないと思ひます。なおそれについて

十分御意見も承りたいという意味で、この審議会のやうなものも付設いたしておるわけでありまして。

○森山委員 今度の改正案では審議会を設けるといふことになつておるわけでありまして、この点については非常な弊害が起るのではないかと、自由を、私どものみならず社会党も、自由党の諸君も心配しておられます。現にかつて物価統制令上物価審議会が設けられたわけでありまして、その際も非常に好ましくない事例が起つたのであります。会議中にある委員が便所へ行つた。そしてその便所からいよいよ早耳を開き業界に伝へたといふ事例が一つ残つておる。このやうな審議会を設ければ、再び同じやうな事例が起ることは必至ではないかと私は考へるのであります。本委員の人は選に慎重を期せられるといひましても、いわゆる経験者の中からそれを求めるということになるならば、各党の各委員が指摘されたと同じやうに、必ずそういう結果を私は招来すると思ひます。審議会がこのような弊害をはらんでおつたといふ法律の建前から、臨時物資需給調整法とか、物価統制令といふものについては、よほど慎重に考へなければならぬ。ほかの審議会とわけが違ふといふふうに考へざるを得ないのであります。提案理由によりまして、従来の経験に徴して広く民間の学識経験者の意見を求める必要が痛感されたといふのであります。が、一体広く民間の学識経験者の意見を求める必要が痛感された従来の経験は、たとえばどういふことがあつたか、お伺ひしたいと思ひます。

○小澤政府委員 私は統制の問題も、全面的にこれをやつてゐるというとき

には、そうむずかしい問題ではなしに、むしろ役所だけのワン・サイドの考へ方できめていいと思ひますが、今日はなるべくはずして行く方向にあり、しかも統制といふものの建前として、しかも統制といふもの、非常に供給の逼迫したといふやうな特殊な例になりますので、そういうふうなことは、今までの全面的にやつたときと比べて、当然むずかしい問題になるといふふうにも考へますし、また統制は御承知のやうに役所だけでやりましても完全に行ひ得られるものではありま

つて来ると思ひます。民間からの選ばれた方が委員として参画したのだという形をとりますと、今まで統制が形の上で整備したておりましたも、どうも統制外のことでいろいろ起る弊害が少く済むだらう、今まで一方的にやりました統制といふものが、今までの統制からはみ出したというやうな弊害の一番大きな原因だつたといふやうに考へて、こういうやうな仕組に考へた次第でございます。

○森山委員 こういうやうな審議会は、非常に弊害が伴うといふばかりでなく、それでは今までの統制あるいは最近の統制においても、それ／＼の業界の団体等が、いわば一種のプレッシャー・グループとして官庁等に接触してゐる。また国会等にも接触してゐるわけですね。今まで全然民間の意見を聞かないで、天くだりのにこういふ方針をきめたからこれをめといふやうなきめ方は、従来の官庁といへどもやつておられないと思ひますのであります。今さらこういうやうな審議会をあらためて設けて、しかも設けることによつ

て、かえつて経済施策の機密の漏洩といふやうなことになるので、非常に忌むべき事態が招来するといふことが、各委員から口をそろえて言われるといひます。ならば、これは従来通りのやり方でも何らさしつかえないのではないかと考へますが、いかがでありますか。

○小澤政府委員 一つの制度には、長所も欠点も厳密に言へばやはりあるものと思ひますが、そういう欠点を両方比較したしまして、なおかつこれから全面的にやる統制でなしに、ごく限られた特殊な面だけやつて行くといふ事態になりまして、そういう欠点は、一方に慎重な考慮で排除しながら、長所だけ生かす方法を考へて行きたいという趣旨で御審議をお願いしてゐる次第であります。

○森山委員 御趣旨のやうであります。ならば、むしろ経済安定本部が、民間から局長あるいは副局長等を採用した従来のやり方をやつて十分事足りるのじやないでしようか。

○小澤政府委員 大体私どもの役所は、そういう性格に自然になつて参つて来ておりますが、やはり民間人として日常民間の消費生活なり、生産生活の空氣を吸つてゐるやうな雰囲気、反映といふものが、よりよい統制の万全を期するやり方になるだらうと考へまして、安定本部のできましたときの精神もあわせ考へまして、その雰囲気、強く反映させたいといふ考へ方で、お願いしておるわけでありまして。

○森山委員 次に臨時物資需給調整法によりまして、従来木材及び薪炭の需給調整をはかるために、木材薪炭生産規則といふものがあつたわけござい

ます。ところで現在森林法の改正を行つて、伐採制限を行ひ得るやう檢討中であるので、同法案が通過すれば、この木材薪炭生産規則といふものは廢止する予定ださうでございしますが、現在のこれに對する進行状態について林野庁にお伺ひしたい。

○藤本説明員 私、林産課長でございますが、森林法の担当は経済課長がやつておりますので、現在の進行状況をはつきり申し上げかねるのであります。

○前谷政府委員 農林省から参つておりませんので、私、大体承つております点を補足的に申し上げます。

御承知のやうに森林資源の問題からいたしまして、今国会の方におかれまして、森林資源の計画伐採と申しますか、基本法といたしましての森林法の改正が検討されておるやうに承つております。政府といたしまして、それと御協力いたしまして、いろいろこまかい点について折衝しておりますが、おそろしく今議院にそれが成案を得まして提出されることになるだらうといふふうに承つております。

○森山委員 まだ提案されないのですか。

○前谷政府委員 まだ提案の運びになつておりません。

○森山委員 その内容はどういふやうな内容か、お伺ひできないでしようか。

○前谷政府委員 私人聞いたしておりますが、大體基本的な森林計画を定めて、その基本的な森林計画に基づきまして、今度は地区の計画といふやうなものを定めます。さらにそれから実施計画といふことを定めて参る。そう

して補足の原則によりまして、その実施計画におきまして、施業案にのっとりまして伐採を行行、植林を行行、この計画でやつて行く。責任は、中央の基本計画につきましては、農林大臣が計画を立てますし、実施計画につきましては地方長官が計画を立てる。法案の内容としては、大筋はそのようになるだろう、こういうふうな仄聞いたしてあります。

○森山委員 奥地林開発が必要であるといふことを言われる半面、平地林あるいは山に入つたばかりのところの木材といふものは、今度切れなくなるというふうな内容を持つておるのであります。

○前谷政府委員 御承知のように、木材の需給の状況から申しますと、奥地林が、林道関係等におきまして、相当分はある。しかも外山において、その伐採の余力が少い、こういう点を調整いたしますために、奥地林等におきましては、公共事業費その他におきまして、林道をつつていかう方法によつて伐採を進めて行く。同時にそれと見合せて、外山の伐採も計画的にやつて参る。半面におきまして、伐採地の造林といふことも計画的に進めて行く、こういうことが大筋になるわけでありまして。

○森山委員 現状以上に伐採の制限を行行わけですか。

○前谷政府委員 この点はまだ具体的に森林法の改正が決定いたしてありませんが、結局問題は、現在の森林の荒廢を、造林その他でまかなつて参りまして、補足の原則に従つてこれを計画的にやつて行く。そうしますと、その施業案の計画によりまして、現状にお

きまして、ある地域は伐採がはなはだしい、ある地域は非常に材採されてい、ない、こういう点は全体的に調整されなければならぬかと思ひます。ただ現状を全体的に見まして、どの程度に伐採量をきめるかといふことは、木材の需要の面と関連いたしまして、これは国民經濟全体として、今後基本計画を立てられまゝする場合にきめられる問題かと思ひます。

○森山委員 自立經濟三箇年計画によりますと、私が記憶するところでは、年々二千万石程度が過伐になつてゐるという話であります。もしその過伐をこの際押えるといふことになりまゝと、相当強い伐採制限が行われざるを得ない。森林法の改正はそういう線に沿つて行つておるものであるかどうか、あるいは木材新炭生産規則程度の伐採制限にとどまるのか、どちらか伺ひたい。

○前谷政府委員 具体的に現状程度にとどめるか、あるいは完全な成長量を基礎にいたしまして伐採量にとどめるかといふことは、今後の森林法が通過いたしました場合の基本計画の決定の際の問題かと思ひますが、結局補足の原則の面から見た点と、それから國民經濟から見ました木材の需要といふ面と、兩者を調整と申しますか、勘案いたしまして、総合的に國民經濟の立場から、その数量その他の点は、基本計画としてきめられることになるだらうと思ひます。

○森山委員 その総合的な基本計画量といふのは、どういふ御認識の上に立つておられるかといふことを伺ひます。

○前谷政府委員 その点は具体的に施

業計画が進められ、施業計画による適正伐採量がどの程度になるかといふことが、今後進められる問題でありまして、今具体的にどの程度になるかといふことはちよつと申し上げにくいかと思ひます。

○森山委員 くだくなりですが、自立經濟計画によると二千万石程度過伐になる、こういう過伐をお認めになるといふ御方針かどうか。

○前谷政府委員 御承知のように戦時中から相当過伐になつております。ただ森林の問題は今後の造林と、それから今後数年間と申しますか、今後の伐採量でございまして、ただちにその年から適正伐採量に持つて行かなければならぬといふこともなからうかと思ひます。結局その間に次の長期計画といひまして、過伐を何年間に回復して行くか、また荒蕪地の造林を何年間に完成して行くかといふことの問題かと思ひます。そういう点が、具体的にいろいろの面から、何年間それをずらして行くかといふ点につきまして、國民經濟の立場からありますし、また森林資源の補足といふ時期において一致するか、こういう点については慎重な検討を要するわけでありまして。

○森山委員 經濟安定本部では、木材資源の需給について、かつてそういう点から御検討になつたことはございせんか。

○前谷政府委員 御承知のように自立經濟審議会におきましては、木材の需要の面から見まして、今後の造林等につきまして計画を立てたわけでございます。従来木材の統制がございまして、木材の需給につ

きまして計画を立てて、割當をいたしたわけでございますが、現状におきましては木材の統制をやつておりませんから、実施計画としての需給計画は立てておりませんけれども、大体推定として、こういうふうな動くだらうといふことは計画を立てております。ただ御承知のように森林法が現在まだ改正されてい、ない現状におきましては、これを具体的にその計画を実施に移すといふことの手段はないわけでありまして。

○圖司委員長 他に御質疑はありせんか。なければ本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

本案に対する討論採決は十九日午前十時より、本委員会において行行予定でございますから、委員各位は必ず御出席くださるようお願いいたします。本日はこれにて散會いたします。

午後零時十八分散會